

青果物分野における物流標準化の 取組について

令和4年7月28日

農林水産省

大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課

青果物流通標準化検討会の概要

- 農林水産省では、令和3年9月、青果物流通の標準化に向けて、荷主団体、卸売団体、物流事業者等から構成される「青果物流通標準化検討会」を設置。
- 検討項目ごとに分科会を設けて議論を行い、令和4年4月に中間的な取りまとめとしてガイドライン骨子を策定した。

青果物流通標準化検討会

【構成員】

出荷団体；全国農業協同組合連合会、ホクレン農業協同組合連合会、
日本園芸農業協同組合連合会
卸売団体；（一社）全国中央市場青果卸売協会、
（一社）全国青果卸売市場協会
物流事業者；全日本トラック協会
行政；国土交通省、農林水産省
分科会構成員・オブザーバー
；経済産業省、全国青果卸売協同組合連合会、
（公財）食品等流通合理化促進機構、（公財）流通経済研究所

(テーマ)

パレット循環

卸売市場内物流

納品伝票、
コード標準化、
出荷情報

外装表示、
外装サイズ

青果物流通標準化ガイドライン骨子①

パレット循環体制

1. サイズ・材質・仕様

- i. 原則1,100mm×1,100mm
- ii. プラスチック製を推奨
- iii. 仕様については検討を続ける



2. 運用

- i. パレットの利用から回収までの運用は、レンタルを基本とする
- ii. 適切なパレット管理が不可欠であることがすべての青果物流通業者の共通認識となるよう、意識の醸成に努める。
- iii. パレット情報の情報共有システムの構築・導入を推進する

場内物流

1. トラック予約システム

- i. 荷下ろし待ち時間削減のため、トラック予約システムの導入を推進

2. 場内物流改善推進体制の構築

- i. 開設者を中心に、卸売業者、仲卸業者等が構成員となり、場内物流改善のための体制を構築
- ii. 市場内のパレット管理、荷下ろし等の秩序形成、法令遵守に取り組む

(参考) 場内物流改善推進体制のイメージ

<構成員>

- ① 開設者（事務局）
- ② 卸売業者
- ③ 仲卸業者（主として転送・量販店対応をしている事業者）
- ④ 市場関係運送事業者
- ⑤ 市場協会等
- ※ オブザーバーとして農林水産省も参加

<取組事項>

◆ パレット循環

- ① パレット管理ルールの合意形成と周知徹底
- ② 場内でのパレット管理方法の確立と卸自身の手による回収率の算出
- ③ 産地へのパレット流通普及活動とパレット化支援
- ④ レンタルパレット積替え作業の機械化
- ⑤ 直送先（量販店センターなど）への回収協力依頼

◆ 場内物流効率化

- ① 場内物流の秩序（通路など共有スペースの確保）
- ② 場内物流効率化に向けた施設整備・利用改善の検討

◆ 法令の遵守

- 貨物自動車運送事業法、労働基準法、標準的な運賃の告示制度、ホワイト物流等の周知

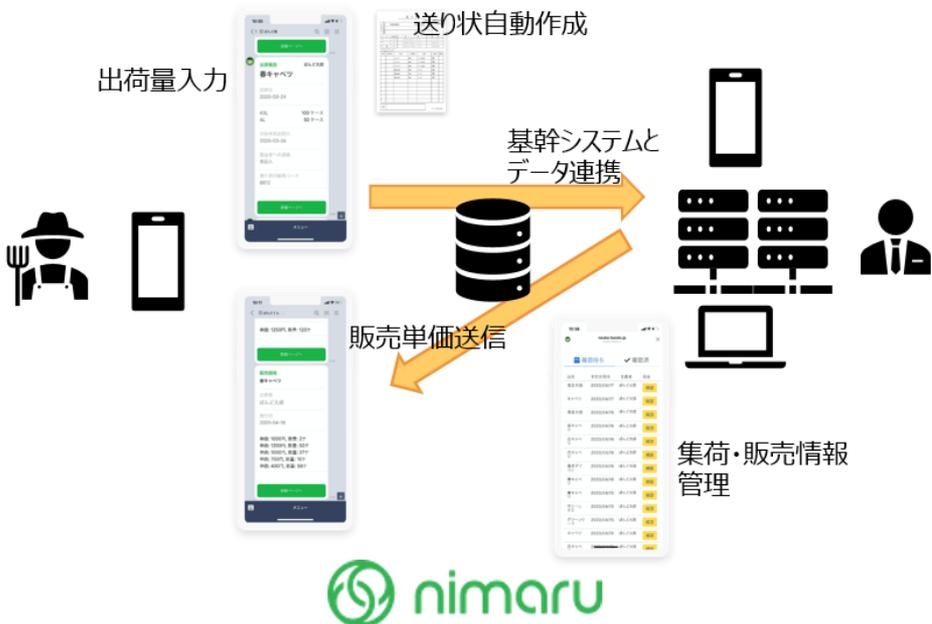
青果物流通標準化ガイドライン骨子③

コード・情報

1. 納品伝票の電子化

- i. 標準化の対象は送り状、売買仕切書を優先し、電子化を目指す
- ii. 送り状・売買仕切書の標準的な記載項目を提示

納品伝票の電子化イメージ



出典；令和4年2月4日コード・情報分科会(第1回)資料より
(nimaruホームページ<https://nimaru.jp>を基に食品流通課作成)

2. コード体系・物流用語の標準化

- i. 情報伝達においては、
 - ① 青果物標準品名コード（ベジフルコード）
 - ② 県連、JA、市場の事業者コードを用いる
- ii. 物流用語については検討を続ける

青果物標準品名コード (ベジフルコード)

- (5桁)
- 3×××× : 野菜のコード体系
 - 4×××× : 果実のコード体系
 - 5×××× : 青果加工品のコード体系

青果物流通標準化ガイドライン骨子④

外装サイズ

1. 包装貨物を積み付ける最大平面寸法

- i. 最大1,100mm×1,100mmとし、オーバーハングしないよう積み付ける

2. 最大総重量

- i. プラスチックパレットの耐荷重を踏まえ、1 tとする

3. 荷崩れ防止

- i. シュリンク包装を紐状にして用いるなど、湿気による品質劣化を回避する方法とする

4. 外装サイズの寸法

- i. 実証試験や主産県との検討を行った品目ごとに、標準となる段ボールサイズを設定（レタス、ねぎ、たまねぎ、みかん）
- ii. 設定された品目について導入産地を拡大
- iii. その他の品目でも取組が進むよう、外装サイズ標準化の検討手順をマニュアル化する

今後の青果物物流標準化活動

- ガイドライン骨子や今後検討すべき事項のうち、当面次の取組みを行い、具体的取組みの目途がついた段階で、各分科会を開催。
- 取組みの中間的な成果が出た段階で、各分科会・本検討会に報告。

【取組事項】

1. 11型パレット導入・これに合わせた外装サイズへの変更
 - ・ 標準となる段ボールサイズを設定した品目について導入産地を拡大する
 - ・ 未対応の品目・産地について、出荷団体と相談し、品目・地域を選定した上で実証を実施
 - ✓ 北海道（かぼちゃ）、秋田（品目未定）、岩手（品目未定）、福岡（なす）、熊本（みかん）について実証計画の調整中
 - ・ 実証結果をもとに、他の品目・産地でも取組が進むよう検討手順をマニュアル化する
2. 場内物流改善体制の構築
 - ・ 各市場での体制構築に向けて、主要市場関係者等と協議
 - ・ あわせてガイドライン骨子の周知を行い、適切なパレット管理に対する意識を醸成
3. トラック事業者へのアンケート調査

青果物以外の品目での取組

- 花きについて、7月27日に第1回「花き流通標準化検討会」を開催
- 水産物について、標準化すべき項目の洗い出しを実施